

田路耕地管理組合業務細則

- 第一條 利用ノ一期ヲ五ヶ年トス
第二條 米作以外ノ作物ヲナシントスルトキハ組合長ノ承認ヲ要ス
第三條 金納ヲナシントスルセハ其旨七日之内届出ヲ要ス
右代金ハ產米共同販賣價格ヲ参照セラセラ是ム
第四條 利用者ニシテ止ハラ得サル事情ニ依リ耕地ハ返還ヲ為サントハ
時ハ其年之百十五日迄ニ届出ヲ要ス
第五條 前條返還地ニ於て種類ハ準備ヲナシ置ケントス
第六條 返還地アリタル時ハ利用希望者ヲ申出シレント利用者家
族數耕作及別勤怠状態ヲ参照シ組合長之ヲ決ス
第七條 土地提供者ニ於テ相當事情有ル自昨ヲ過サハトス時
前年十月未日迄ニ届出ヲ要ス
但シ自昨目的ヲ以テ新土地ヲ購入シタル場合ハ此ノ限リテラス
第八條 土地等級查定ノ利用、稟否地質、乾湿日光水剤等ヲ參
照シ委員会实地踏査ノ際リ適宜等級を定ム
第九條 利用中萬一一天災地変又は土地改良ニ依リ著シク地力又
耕作上、稟否ニ變動シタルキハ等級改訂ヲナスモノトス
第十條 耕作上非常、凶作又は天災不可抗力ニ依リ著シク夏作
減收ヨリ來シ利用料、減免ヲ更シント在時ハ成熟期ノ某旨組合
長ニ届出スヘン
第十一条 稲兔、查定ノ利用者、得米(及当收量ヨリ利用料ヲ差引セル
額)内田ハ及當六斗五升外田ハ及當五斗五升ヲ降ル場合於行
第一十二条 収量調査ノ用形坪刈法ニ依ルヲ原則トシ第至乾燥収穫
芒種ハ五十貫有芒種ハ五十貫ヲ玄米ノ石一升做ス
第十三条 前條ノ調査ニ依リ最少得米ヲ除去シ殘穫ヲ納入スルモノトス
但シ利用者ノ最少得米ニ達セサルを補給スルトナク又規定納米高
ヲ越エルトナレ
第十四条 減免直是ニ要スル勞力ノ利用者、負担トス
第十五条 組合会基盤ヲ強固ナシメ保セラシム作年ニ備フル為、土地提
供者利用者双方ヨリ規定利用料(石三升玄米二升)施ノ毎年積立ツ
ルモノトス
第十六条 備山積立米使用、場合ハ組合員、協議ニ依リ要分ス
第十七条 組合員ニシテ組合ヨリ脱退レ又ハ一部解約スル事ヲも積立